

令和2年11月24日
(令和2年11月30日改定)

学生諸君へ

新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部

本部長 松尾 清一

感染拡大防止措置のさらなる徹底等について

愛知県においては新型コロナウイルス感染症の感染状況が第3波に入ったとの認識のもと、知事より「嚴重警戒」のレベルにあることが示されており、本学においても11月に入り学生を中心として感染者が急激に増加するなど大変厳しい状況となっております。

このような感染拡大の状況が続けば、再びキャンパスを閉鎖し、教育研究活動や課外活動等を停止することとなり、諸君のキャンパス生活に大きな制約をかける事態にならざるを得ません。これを避けるためにも、すべての学生諸君が感染拡大防止措置を強く意識し徹底することが不可欠です。

これまでも感染拡大防止のための取組にご協力いただいているところですが、今後はさらに下記について対応いただくよう要請いたします。

記

1. 基本的な感染拡大防止措置の徹底

- キャンパス内で学生諸君がマスク非着用で談笑している姿がいまだに見受けられます。感染拡大を防止するため、学内、学外を問わず、周囲に人がいる状況では必ずマスク着用を徹底してください。また、手洗い、消毒、3密回避、十分な換気など基本的な感染拡大防止措置も徹底してください。
- 愛知県下において感染拡大が続いている間は、飲食店での会食や宴会は控えること。また、自室であっても友人を招いての会食は、狭い空間で密な状況を招きやすく、回し飲みや箸や皿の共用など感染リスクが高まる場面が多いため同様に控えること。
- 喫煙所ではマスクなしでの会話が行われる場合が多いことから、お互いに十分な距離をとるなど細心の注意を払ってください。
- 接触確認アプリCOCOAについては感染拡大防止に有効であることから必ず

ダウンロードするようにしてください。

2. 保健管理室への連絡及び自宅待機の取扱い

- 次のいずれかに該当することとなった場合は直ちに保健管理室 (Phone: 052-789-3970 (平日 8:30~17:15)、E-mail: hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp) に連絡してください。
 - ・息ぐるしさ・強いだるさ・高熱のいずれかがある場合、発熱・咳・のどの痛みなど風邪の症状が4日以上続く場合 (基礎疾患等ある者、我慢できない場合は4日待たずに直ちに)、原因不明の味覚・臭覚の異常がある場合
 - ・PCR検査を受診することが決まった場合
 - ・感染者となった場合
 - ・保健所から濃厚接触者と特定された場合
 - ・同居する家族が濃厚接触者と特定された場合、本人が濃厚接触者の特定を受けないが濃厚接触が疑われる場合
- 保健管理室や部局事務等から指示を受けた場合、速やかに行動履歴調査の作成を行ってください。
- 保健管理室が必要と認めた場合は、感染者及び濃厚接触者に該当しない場合であっても自宅待機を要請することがあります。